栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

国における「押印を求める行政手続きの見直し方針(令和2年11月13日 内閣府公表)」に伴い、県においても「行政手続きにおける申請書等への押印の省略に関する考え方」が改定されたことから、栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱(以下「要綱」という。)における申請書等について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 押印廃止に伴う改正

要綱に基づき申請者が県に提出する別記様式第1号から別記様式第5号までについて、押印を求める記載を削除する。

3 施行期日

令和3 (2021) 年4月1日

<参考>

別記様式第1号 県外産業廃棄物最終処分事前協議書

別記様式第2号 県外産業廃棄物最終処分変更事前協議書

別記様式第3号 県外産業廃棄物最終処分変更届出書

別記様式第4号 県外産業廃棄物最終処分完了報告書

別記様式第5号 県外産業廃棄物最終処理実施状況報告書